大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員告示第２号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 28 年３月 23 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
監査委員　　阪井　千鶴子
同　　　　　木下　　誠

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

１　通知を行った者の氏名
　大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者　吉村　洋文
２　通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

対　　　　象：平成 27 年度定期監査等
通知を受けた日：平成 28 年３月 11 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
１	行政財産の目的外使用許可及び土地の貸付事務の改善を求めたもの【経理課】 平成27年４月１日付で、建物の目的外使用許可及び土地の転貸契約を締結する必要がある。 しかしながら、監査実施時点（平成27年９月）においても、次のとおり事務が大幅に遅延している状況であった。 ① 行政財産の目的外使用許可の手続きをすべきもののうち、手続きが完了していないもの　２１件中　６件 ② 土地の転貸契約を締結すべきもののうち契約締結されていないもの　２７件中　２７件 ③ 上記①②のうち、使用料、賃料	１．指摘のあった行政財産の目的外使用許可及び土地の転貸借契約の事務処理については、平成28年１月15日までに許可書の交付あるいは転貸借契約の締結を完了し、使用料等の徴収にかかる納入通知書等を発行した。使用料等については、２月10日付で全て納入が完了した。 （措置日：平成28年２月10日） ２．今後このようなことのないように行政財産の目的外使用許可及び土地の転貸借契約に係る事務マニュアルを平成28年1月に作成するとともに、案件毎の事務の進行度合を確認するために、「進捗管理チェックシート」を作成した。	措置済	平成28年２月29日

	の徴収をすべきもので歳入調定及び納入通知書の発行がなされていないもの ３９件中　２４件 [改善勧告] １．上記の不適切な状況について、直ちに是正すること。 ２．行政財産の目的外使用許可及び土地の貸付事務マニュアルを作成すること。 ３．上席者は上記マニュアルに従って事務が適正に執行されているか管理すること。	（措置日：平成28年１月29日） ３．上席者が事務執行の過程においてその進行度合を常に確認できるよう、庁内パソコンのネットワーク上に「電子会議室」を開設するとともに、「進捗管理チェックシート」を掲載し、事務マニュアルに従って事務が適正に執行されているかをチェックできるようにした。 （措置日：平成28年２月29日）		
3	契約保証金の免除基準を明確にするよう求めたもの【経理課】 契約規則に定める「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」は例外的に契約保証金を免除できる。 経理課において、一定の要件を満たす時はこれに該当する場合として、保証金を免除することとしているものの、その判断基準について明文化されたものがない。また、各契約の締結決裁においても、「契約保証金を免除する」旨記載しているのみで、免除する理由の記載がないという事実が確認された。 [改善勧告] １．契約保証金免除の具体的な基準を定めること。 ２．契約締結の決裁時には、基準のどの項目に該当するかといった免除理由を確認できるよう様式等を改善すること。	１．契約規則第35条第1項第3号に定める「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」の取り扱い（基準）を制定し、平成27年12月から運用している。 （措置日：平成27年12月１日） ２．契約締結の決裁時に上記取り扱いのどの項目に該当するかといった免除理由を確認できるよう様式を改め、平成28年２月から運用している。 （措置日：平成28年２月１日）	措置済	平成28年 ２月１日

4	修繕契約における履行確認について改善を要するもの【施設管理課・各工場】 　契約の履行確認については契約規則第44条により、給付の完了の確認のためにその内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査することとしている。 　しかしながら、西淀工場じん芥クレーンにかかるブレーキ修繕契約の履行確認において、合格基準となる指標や数値を定めずに目視によって動作確認していることや、材料検査が個数の確認のみにとどまり、寸法や材質等の確認がされていないなど、検査が十分でなかった。 [改善勧告] 1．履行確認における検査の基準を明確に設定すること。（施設管理課） 2．上記の基準を職員に周知徹底すること。（施設管理課・各工場） 3．決裁承認時には、承認者それぞれが、検査が基準に沿った内容となっているかを確認すること。（各工場）	1．西淀工場じん芥クレーンに係るブレーキ修繕契約における履行確認については、ご指摘のとおり、検査基準が明確でないなど、検査が十分でない事例があった。 　履行確認における検査基準の明確化については、大阪市契約管財局発行の『適正な契約のための工事・施設修繕等の検査について』（平成22年２月）などを参考にし、本組合として『大阪市・八尾市・松原市環境施設組合ごみ焼却工場等におけるプラント設備の修繕請負監督検査要領』及び『修繕検査チェックリスト』を、１月27日に策定した。 　今後は、検査要領及びチェックリストに基づき、修繕契約における履行確認を徹底していく。 2．策定した検査要領及びチェックリストについては、１月27日付けで各工場に対して周知するとともに、検査職員である各工場長が内容等を確認のうえ、所属職員に対する研修、指導を１月28日までに実施した。 　今後は、人事異動等のある４月当初に研修、指導を実施し、履行確認を徹底するよう継続していく。 3．指摘を踏まえ、検査調書の決裁時に、策定したチェックリストに決裁欄を設けて添付のうえ、決裁することにより、承認者それぞれが検査基準に沿った内容となっていることを確認していく。	措置済	平成28年 １月28日